

# 平成 22 年第 3 回神奈川県議会定例会議案

(予算 その 5)



目 次		
議 案 番 号	件 名	ページ
定県第 158 号議案	平成22年度神奈川県一般会計補正予算（第 7 号）	1
	第 1 表 歳入歳出予算補正	2
	第 2 表 繰越明許費	4
	第 3 表 地方債変更	6



## 平成 22 年度神奈川県一般会計補正予算（第 7 号）

平成22年度神奈川県一般会計の補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 103 億 552 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 兆 7,846 億 5,719 万 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債変更」による。

平成 22 年 12 月 21 日 提出

神奈川県知事 松 沢 成 文

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 分担金及び負担金		千円 1,296,185	千円 34,250	千円 1,330,435
	1 分担金	91,226	30,000	121,226
	2 負担金	1,204,959	4,250	1,209,209
8 国庫支出金		179,595,948	6,352,161	185,948,109
	1 国庫負担金	105,557,409	641,250	106,198,659
	2 国庫補助金	64,260,995	5,710,911	69,971,906
12 繰越金		1,591,883	7,538	1,599,421
	1 繰越金	1,591,883	7,538	1,599,421
13 諸収入		28,055,334	73,580	28,128,914
	7 負担交付収入	4,949,575	73,580	5,023,155
14 県債		352,603,000	3,838,000	356,441,000
	1 県債	352,603,000	3,838,000	356,441,000
歳入合計		1,774,351,662	10,305,529	1,784,657,191

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 衛 生 費		40,671,853 <sup>千円</sup>	876,809 <sup>千円</sup>	41,548,662 <sup>千円</sup>
	4 医 薬 費	6,911,872	876,809	7,788,681
7 労 働 費		27,014,557	2,920,000	29,934,557
	3 雇 用 対 策 費	18,015,142	2,920,000	20,935,142
8 農 林 水 産 業 費		23,221,014	280,079	23,501,093
	3 農 地 費	2,606,715	170,000	2,776,715
	4 林 業 費	14,344,551	110,079	14,454,630
10 土 木 費		108,110,928	6,228,641	114,339,569
	2 道 路 橋 り よ う 費	39,857,970	1,779,174	41,637,144
	3 河 川 海 岸 費	20,216,460	1,112,000	21,328,460
	4 砂 防 費	9,197,316	367,000	9,564,316
	5 港 湾 費	1,402,997	50,000	1,452,997
	7 都 市 計 画 費	9,583,318	2,920,467	12,503,785
歳 出 合 計		1,774,351,662	10,305,529	1,784,657,191

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 農林水産業費			223,900 <sup>千円</sup>
	3 農地費		136,000
		県営かんがい排水事業費	120,000
		農業用施設防災対策事業費	4,000
		湛水防除事業費	12,000
	4 林業費		87,900
		林道改良費	8,400
		治山事業費	79,500
10 土木費			5,022,847
	2 道路橋りょう費		898,380
		道路補修費	82,000
		道路災害防除事業費	21,000
		地方道路等整備事業費 (道路維持)	326,000
		地方道路等整備事業費 (交通安全)	20,000
		地方道路等整備事業費 (道路新設改良)	424,680
		地方道路等整備事業費 (街路)	24,700
	3 河川海岸費		915,000
		中小河川改修事業費	188,000
		総合治水対策特定河川事業費	438,000
		海岸高潮対策費	289,000
	4 砂防費		289,000
		通常砂防事業費	130,000



款	項	事業名	金額
		地すべり対策事業費	76,000 <sup>千円</sup>
		急傾斜地崩壊対策事業費	83,000
	5 港湾費		50,000
		港湾改修費	50,000
	7 都市計画費		2,870,467
		都市再開発事業費	1,458,000
		神奈川東部方面線整備費補助	713,667
		地方道路等整備事業費 (土地区画整理)	256,800
		都市公園整備費	442,000
	合	計	5,246,747

第3表 地方債変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
(農林水産業債) 一 般 公 共 事 業 費	千円 2,911,000	借入先 財務省、 銀行又は その他	年 5.0% 以内。た だし、	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、	千円 3,013,000	借入先 財務省、 銀行又は その他	年 5.0% 以内。た だし、	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、
(土木債) 一 般 公 共 事 業 費	22,501,000	借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。	利率見直 し方式で 借り入れ る地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、該 見直し後 の利率と する。	償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。	25,754,000	借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。	利率見直 し方式で 借り入れ る地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、該 見直し後 の利率と する。	償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。
(土木債) 地 方 道 路 等 整 備 事 業 費	7,433,000				7,916,000			
		借入時期 平成22年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。		償還財源 一般歳入 又はその 他		借入時期 平成22年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。		償還財源 一般歳入 又はその 他
		その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本				その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本		

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
		起債にか えること ができる。 この場合 長期債の 借入時期 は、短期 債の償還 終期まで 延長する。				起債にか えること ができる。 この場合 長期債の 借入時期 は、短期 債の償還 終期まで 延長する。		
合 計	352,603,000				356,441,000			

